

定期年金保険簡易生命保険約款

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 保険料の払込み（第5条－第13条）
- 第3章 年金の支払（第14条－第16条）
- 第4章 契約関係者の異動（第17条・第18条）
- 第5章 契約の変更（第19条－第25条）
- 第6章 保険契約者による契約の解除（第26条）
- 第7章 還付金及び無効保険料の支払（第27条・第28条）
- 第8章 契約の復活（第29条－第33条）
- 第9章 契約者貸付（第34条）
- 第10章 契約者配当（第35条・第36条）
- 第11章 控除支払（第37条）
- 第12章 年金の支払の請求等（第38条－第41条）
- 第13章 削除（第42条）
- 第14章 非常取扱い（第43条・第44条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この約款は、次の定期年金保険の基本契約について定めます。

- (1) 即時定期年金保険
- (2) 据置定期年金保険

（契約の効力発生日）

第2条 基本契約は、その申込みの日から効力を生じます。

（保険契約者の代表者）

第3条 基本契約について保険契約者が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

2 前項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

（債務の連帯）

第4条 基本契約について保険契約者が2人以上あるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」といいます。）に弁済すべき債務は、連帯とします。

第2章 保険料の払込み

（適用）

第5条 この章は、保険料の払込種類を分割払とする基本契約（以下「保険料分割払の基本契約」といいます。）について適用します。

（払込時期）

第6条 保険契約者は、第2回以降の保険料を、基本契約の効力発生日から起算して1か月ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあつては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの効力発生応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあつては、月ごとの効力発生応当日の前日の属する月）の1日から末日までに払い込んでください。

（猶予期間）

第7条 保険料の払込猶予期間は、前条の期間経過後3か月目の月における月ごとの効力発生応当日の前日までとします。

（契約の失効）

第8条 保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

（払込方法）

第9条 保険契約者は、次のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

- (1) 集金払込み（保険契約者の指定した場所で簡易生命保険取扱機関の派遣した集金人に払い込む方法をいいます。）
 - (2) 窓口払込み（簡易生命保険取扱機関の指定した場所に持参して払い込む方法（簡易生命保険取扱機関の定める送金の方法により簡易生命保険取扱機関の指定した金融機関等に持参して払い込む方法を含みます。）をいいます。）
 - (3) 口座払込み（簡易生命保険取扱機関の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法をいいます。）
- 2 集金払込みを選択した保険契約者は、簡易生命保険取扱機関が保険契約者の指定した集金先宛に代金引換とする郵便物を差し出した場合には、その代金を支払うことにより、保険料を払い込むことができます。
 - 3 第1項第2号に規定する簡易生命保険取扱機関の定める送金の方法により簡易生命保険取扱機関の指定した金融機関等に持参して払い込む方法は、1年以上の月数分（1年に満たない月数分の保険料を払い込むことにより保険料の払込みを要しないこととなる場合にあっては、その月数分）の保険料を前納する場合に限り、選択することができます。
 - 4 口座払込みによる保険料の払込みについては、口座払込みに関する簡易生命保険約款の定めるところによります。この場合においては、口座払込みに関する簡易生命保険約款の定めるところにより、保険料の割引をします。

（簡易生命保険取扱機関による払込方法の変更）

第10条 簡易生命保険取扱機関は、集金払込みを選択した保険契約者が保険料を第6条の期間内に簡易生命保険取扱機関の派遣した集金人に払い込まないときは、これを窓口払込みに変更することができます。

（併合払込み）

第11条 保険契約者が他の簡易生命保険の基本契約の保険契約者であるときは、その者はそれらの基本契約に係る同一月分の保険料を併合して払い込むことができます。この場合には、当該同一月分までの保険料を払込済みとすることを要します。

- 2 同一世帯内において保険契約者を異にする簡易生命保険の基本契約があるときも、前項と同様とします。
- 3 前項の場合においては、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、その基本契約の保険料の払込みについて、他の保険契約者を代理するものとします。

（前納払込み）

第12条 保険契約者は、保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、一時に払込みをしようとする保険料に対し、機構の定めるところにより、保険料の割引をします。

- 2 前項の規定による保険料の前納払込みについては、機構が官報に公示する保険料の払込みの時期の別ごとに、同項の規定による保険料の割引をするものとします。
- 3 第1項の場合において、保険料額から割引額を差し引いた残額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。
- 4 第1項の規定により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、機構の定めるところにより、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合においては、その取消しをした期間に対する保険料を保険契約者に還付します。
- 5 前項の場合の還付する保険料の額は、保険料を払い込んだ時において、機構の定めるところにより、当該還付する保険料の額として算出した額とします。

（未經過期間に対する保険料の還付）

第13条 保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの効力発生日以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に還付します。

- (1) 基本契約の消滅
 - (2) 保険料額の減額変更
 - (3) 年金支払事由発生日の繰上変更
 - (4) 即時型の年金保険への変更
 - (5) 保険料払済契約への変更
- 2 前項の場合の還付する保険料の額は、保険料を払い込んだ時において、機構の定めるところにより、当該還付する保険料の額として算出した額とします。

第3章 年金の支払

（年金の支払）

第14条 年金の支払は次のとおりとし、被保険者の生存中に限り支払います。

保険種類	年金支払期間	年金受取人
即時定期年金保険	基本契約の効力発生日から10年の期間の満了まで	被保険者
据置定期年金保険	被保険者が年金支払開始年齢に達する日から5年又は10年の期間の満了まで	被保険者

(年金の支払方法)

第15条 年金は、各年金支払年度（年金支払事由発生日（即時定期年金保険の基本契約にあつては基本契約の効力発生日をいい、据置定期年金保険の基本契約にあつては被保険者が年金支払開始年齢に達する日をいいます。以下同じとします。）又はその日から起算して1年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあつては、年金支払事由発生日の属する月から起算して1年ごとの年金支払事由発生日の属する月の応当月の末日。以下「年ごとの年金支払事由発生応当日」といいます。）に始まり、次の年ごとの年金支払事由発生応当日の前日に終わる期間をいいます。以下同じとします。）に支払うべき年金額を4期に分割し、年金支払事由発生日又は年ごとの年金支払事由発生応当日から3か月を経過するごとに、その1期分を支払います。この場合において、1期分の支払金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は各年金支払年度の最初に支払うべき金額に合算します。

2 前項の場合において、年金支払期間中に、同項の1期分の期間の中途において被保険者が死亡したとき又は基本契約が解除されたときは、その期間については、月割をもって計算し、死亡又は解除の日を含む月割分までを支払います。

(年金の支払方法の変更)

第16条 保険契約者は、いつでも、前条第1項に規定する年金の支払方法（以下「年金の4回払」といいます。）を各年金支払年度に支払うべき年金額を6期に分割し、年金支払事由発生日又は年ごとの年金支払事由発生応当日から2か月を経過するごとに、その1期分を支払う方法（以下「年金の6回払」といいます。）に変更する請求をすることができます。この場合においては、同条（第1項前段を除きます。）の規定を準用します。

2 前項の規定により年金の支払方法を年金の6回払に変更した保険契約者は、いつでも、その年金の支払方法を年金の4回払に変更する請求をすることができます。

3 前2項の請求が、年金支払事由発生日の前日までにあつたときは年金支払事由発生日から、年金支払事由発生日以後にあつたときは次の年ごとの年金支払事由発生応当日から年金の支払方法を変更します。

第4章 契約関係者の異動

(保険契約者の地位の任意承継)

第17条 据置定期年金保険の基本契約においては、保険契約者は、年金支払事由発生日の前日までに限り、第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。ただし、その基本契約に特約が付されている場合にあつては、被保険者の同意を要します。

2 前項の承継は、機構所定の通知書により機構に通知しなければ、これをもって機構に対抗することができません。

3 第1項ただし書の場合においては、保険契約者において、被保険者に、前項の通知書への記名押印を求めてください。

(保険契約者の地位の法定承継)

第18条 年金支払事由発生日の前日までに保険契約者が死亡した場合において、その者に相続人がいないときは、年金受取人が保険契約者の基本契約による権利義務を承継するものとします。

2 前項のほか、年金受取人は、年金支払事由発生日（即時定期年金保険の基本契約にあつては、申込みの時）において、保険契約者の基本契約による権利義務を承継するものとします。

第5章 契約の変更

(保険料額の減額変更)

第19条 保険料分割払の基本契約においては、保険契約者は、基本契約の効力発生後2年を経過した後年金支払事由発生日の前日までに限り、保険料額を減額するための変更を請求することができます。この場合においては、機構の定めるところにより、年金額を更正します。

2 前項の場合において、更正後の年金額は、基本契約の申込時における最低年金額以上であり、減額後の保険料額は、年金額1万円に対する保険料額の倍数であることを要します。

3 第1項の請求があつた場合において、その基本契約に未払保険料があるときは、同項の規定による保険料額の変更の効力は、その未払保険料に対しても及ぶものとします。

(年金支払事由発生日の変更)

第20条 保険料分割払の基本契約においては、保険契約者は、基本契約の効力発生後2年を経過した後年金支払事由発生日の前日までに限り、年金支払事由発生日を繰り上げる又は繰り下げのための変更を請求することができます。ただし、基本契約の申込時における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る当該申込時における加入年齢の範囲外であるときは、その変更を請求することはできません。

2 前項の変更は、保険料の払込種類及び保険料額を変更しないで、変更後の基本契約の年金支払開始年齢が変更前の基本契約の年金支払開始年齢を下回る又は上回ることとなる基本契約の申込時における定期年金保険の契約種類のいずれかに変更するものとします。

3 第1項本文の場合においては、機構の定めるところにより、年金額又は保険料額を更正し、機構の定める額の還付金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、更正後の年金額が基本契約の申込時における最低年金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

第21条 削除

(即時型の年金保険への変更)

第22条 据置定期年金保険の基本契約においては、保険契約者は、年金支払事由発生日の前日までに限り、その請求の日(その請求の日が月ごとの効力発生応当日以外の日である場合には、直後の月ごとの効力発生応当日)を年金支払事由発生日とするための変更(以下この条において「即時型の年金保険への変更」といいます。)を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、即時型の年金保険への変更を請求することはできません。

(1) 年金支払期間を5年とする基本契約であるとき。

(2) 保険料分割払の基本契約において、基本契約の効力発生後2年を経過していないとき。

(3) 変更後の年金支払事由発生日における被保険者の年齢が55年未満であるとき。

2 前項本文の場合においては、機構の定めるところにより、年金額を更正します。ただし、更正後の年金額が基本契約の申込時における最低年金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

3 第1項の変更があったときは、変更後の年金支払事由発生日における被保険者の年齢をもってその基本契約の年金支払開始年齢とします。

4 第1項第3号及び前項の被保険者の年齢は、変更後の年金支払事由発生日を基本契約の申込みの日として経過措置に関する簡易生命保険約款の定める年齢の計算の方法により算出します。

5 第1項本文の場合において、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。

(保険料一時払と同時にする即時型の年金保険への変更)

第23条 保険契約者は、保険料を一時に払い込むと同時に前条の変更を請求することができます。この場合においては、機構の定めるところにより、年金額を更正します。

2 前項の場合において、一時に払い込むことができる保険料額は、その請求時における年金額1万円に対する保険料額の倍数とし、更正後の年金額は、同項の規定による変更前の年金額以下であることを要します。

(保険料払済契約への変更)

第24条 保険料分割払の基本契約においては、保険契約者は、基本契約の効力発生後2年を経過した後年金支払事由発生日の前日までに限り、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合において、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。

2 前項の場合においては、機構の定めるところにより、年金額を更正します。ただし、更正後の年金額が基本契約の申込時における最低年金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

第25条 削除

第6章 保険契約者による契約の解除

(保険契約者による契約の解除)

第26条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解除することができます。

2 前項の解除は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの効力発生応当日にその効力を生じます。

(1) 月ごとの効力発生応当日に解除の通知があったとき。

(2) 保険料払済契約に変更した後において解除の通知があったとき。

第7章 還付金及び無効保険料の支払

(還付金の支払)

第27条 次に掲げる場合において、還付金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

- (1) 基本契約の解除
 - (2) 基本契約の失効
 - (3) 被保険者の死亡
- 2 前項の還付金の額は、機構の定めるところにより算出した額とします。
- 3 第1項の場合において、還付金を支払わない基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。

(無効保険料の還付)

第28条 基本契約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者が善意で、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の還付を請求することができます。

第8章 契約の復活

(復活の申込みの要件)

第29条 第8条の場合において、保険契約者は、基本契約の失効後1年を経過する前に限り、その復活の申込みをすることができます。ただし、年金支払事由発生日以後であるとき又は還付金の支払の請求があったときは、その復活の申込みをすることができません。

(復活の申込み)

第30条 保険契約者が基本契約の復活の申込みをしようとするときは、機構所定の申込書に保険証書を添えて簡易生命保険取扱機関の指定した場所に提出してください。この場合には、復活預り金を簡易生命保険取扱機関の指定した方法により払い込んでください。

- 2 前項の復活預り金の額は、次の各号に掲げる金額の合計額に相当する額とします。
 - (1) 保険料を払い込まなかった期間の保険料（将来の保険料を前納しようとするものにあつては、保険料を払い込まなかった期間の保険料及びその前納しようとする保険料）に相当する金額
 - (2) 保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額について、保険契約者が、その基本契約が失効した日の前日に契約者貸付に関する簡易生命保険約款の定める保険料振替貸付の請求をし、復活の申込みの日にその貸付金の弁済をしたとした場合の利息に相当する金額
- 3 第1項の場合において、将来の保険料を前納するものにあつては、機構の定めるところにより、保険料の割引をします。

(復活払込金に代える年金額の減額変更)

第31条 保険契約者は、基本契約の効力発生後2年を経過した後に失効した基本契約について復活の申込みをする場合において、前条第2項第1号及び第2号の金額（将来の保険料を前納する場合にあつては、その前納する保険料に相当する金額を除きます。以下「復活払込金」といいます。）の全部又は一部の払込みに代え、年金額を減額するための変更を請求することができます。

- 2 前項の場合において、失効の当時基本契約に付されていた特約についても復活の申込みをするときは、特約保険料の払込みをしなかった期間の特約保険料に相当する金額は、復活払込金に含むものとします。
- 3 第1項の場合においては、機構の定めるところにより、年金額を更正します。ただし、更正後の年金額が基本契約の申込時における最低年金額を下回るときは、同項の変更に係る取扱いをしません。

(復活の効力発生日等)

第32条 復活の申込みを承諾したときは、復活は、その申込みの日から効力を生じます。

- 2 前項の場合には、保険証書に基本契約復活の旨を記載して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証書の交付をもって承諾の通知に代えます。

(復活の効果)

第33条 基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

第9章 契約者貸付

(契約者貸付)

第34条 保険契約者は、契約者貸付に関する簡易生命保険約款の定めるところにより、契約者貸付を請求することができます。

第10章 契約者配当

(契約者配当)

第35条 定期年金保険の基本契約においては、機構の定めるところにより、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の規定により積み立てた簡易生命保険契約者配当準備金（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法の規定により再保険の契約を締結して

いる場合にあつては、当該契約の相手方が当該契約に基づき保険業法施行規則の規定により積み立てた契約者配当準備金。以下「準備金」といいます。)の中から、次に掲げる日に契約者配当をすることがあります。

(1) 年金支払事由発生日の前日までに到来する年ごとの効力発生応当日（基本契約の効力発生日から起算した1年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあつては、基本契約の効力発生日の属する月の1年ごとの応当日の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）（年ごとの効力発生応当日に基本契約の解除の通知があつたときを除きます。）

(2) 年金支払事由発生日

(3) 年金支払期間内に到来する年ごとの年金支払事由発生日

(4) 年金支払期間の満了する日

2 前項第1号から第3号までの規定により分配した契約者配当金は、これを積み立てておきます。

3 第1項第1号から第3号までの規定により契約者配当をした後次に同項の規定により契約者配当をする日（以下この項において「次の契約者配当日」といいます。）が到来する前に次に掲げる事由が生じたとき（次の契約者配当日に第2号又は第3号に掲げる事由が生じたときを含みます。）は、機構の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当をすることがあります。

(1) 被保険者の死亡

(2) 基本契約の解除の通知

(3) 基本契約の失効

4 契約者配当については、機構が官報に公示する年ごとの効力発生応当日の到来の時期の別ごとに、この条の規定による契約者配当をするものとします。

(契約者配当金の支払)

第36条 前条の規定により分配した契約者配当金は、次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に支払います。

(1) 被保険者の死亡

(2) 基本契約の解除の通知

(3) 基本契約の失効

(4) 年金支払期間の満了

第11章 控除支払

(控除支払)

第37条 年金、還付金、契約者配当金又は還付する保険料を支払う場合において、基本契約に関し未払保険料、貸付金その他機構が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第12章 年金の支払の請求等

(年金の支払の請求等)

第38条 この約款に基づく年金の支払の請求その他の手続については、この章に定めるもののほか、別表及び指定代理請求に関する簡易生命保険約款の定めるところによります。

2 この約款に基づく年金、還付金、契約者配当金又は還付する保険料（以下「年金等」といいます。）については、別表に掲げる書類が簡易生命保険取扱機関の指定した場所に到着した日の翌日から起算して5営業日（簡易生命保険取扱機関の営業日をいいます。）以内に、簡易生命保険取扱機関の指定した場所で支払います。この場合において、これらの支払を受けるべき者は、簡易生命保険取扱機関の定めるところにより、即時払の取扱いを受けることができます。

(住所の変更等)

第39条 保険契約者、被保険者又は年金受取人が住所若しくは氏名を変更したとき又はこれらに誤りがあつたときは、その旨を簡易生命保険取扱機関の指定した場所に届け出てください。

(死亡通知)

第40条 保険契約者が被保険者の死亡の事実を知ったときは、遅滞なくその旨を簡易生命保険取扱機関の指定した場所に通知してください。

(生年月日証明等)

第40条の2 保険契約者は、年金支払事由発生日前において、あらかじめ、別表に定める次の書類を提出することができます。

(1) 被保険者の生年月日を証明するに足りる書類

(2) 被保険者の基本契約の効力発生日における性別を証明するに足りる書類

(年齢更正及び性別更正)

第40条の3 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢又は性別に誤りがあった場合において、基本契約の効力発生日における年齢がその基本契約の締結時における加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から基本契約の効力発生日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したものとして、機構の定めるところにより、その被保険者につき、その者に係る加入限度額（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法による被保険者1人当たりの年金額の限度額をいいます。）を超えないように年金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた保険料の一部を還付する必要があるときは、これを保険契約者に還付します。

（端数整理）

第41条 機構が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第13章 削除

第42条 削除

第14章 非常取扱い

（非常取扱い）

第43条 天災その他非常の災害があった場合において、その災害を受けた加入者の緊急な需要を満たすため必要があると認められるときは、保険料の払込猶予期間の延伸、前納払込みの取消しによる保険料の還付、保険契約者による基本契約の解除、還付金の支払又は契約者貸付その他機構の定める取扱いについて、非常取扱いをします。

（払込猶予金に代える年金額の減額変更）

第44条 基本契約の効力発生效后2年を経過した後に前条の規定により保険料の払込猶予期間の延伸をした基本契約において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、機構の定めるところにより、年金支払事由発生日の前日までに限り、保険料の払込みをしなかった期間の保険料に相当する金額（特約を付した基本契約において、特約保険料の払込みをしなかった期間の特約保険料に相当する金額が当該特約に係る被保険者のために積み立てられた金額を超える場合にあっては、その超える額に相当する金額を含みます。以下「払込猶予金」といいます。）の払込みに代えて、年金額を減額するための変更を請求することができます。

2 前項の場合においては、機構の定めるところにより、年金額を更正します。ただし、更正後の年金額が基本契約の申込時における最低年金額を下回るとき、又は払込猶予金が被保険者が死亡したとした場合に支払う還付金額を超えるときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

附 則

（施行期日）

第1条 この約款は、平成15年4月1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。

（経過措置）

第2条 平成16年2月12日郵保企第3231号のこの約款の改正規定は、平成16年4月1日から施行し、当該改正規定による改正後の規定は、施行日以後平成16年3月31日以前に効力が発生した保険契約についても適用します。

第3条 平成16年5月25日郵保企第3015号のこの約款の改正規定は、平成16年7月16日から施行し、当該改正規定による改正後の規定は、施行日以後平成16年7月15日以前に効力が発生した保険契約についても適用します。

第4条 平成19年6月15日郵保企第3129号のこの約款の改正規定は、平成19年6月27日から施行し、当該改正規定による改正後の規定は、施行日以後平成19年6月26日以前に効力が発生した保険契約についても適用します。

第5条 平成19年6月15日郵保企第3130号のこの約款の改正規定は、平成19年10月1日から施行し、当該改正規定による改正後の規定は、施行日以後平成19年9月30日以前に効力が発生した保険契約について適用します。

第6条 平成19年10月1日機構第11号のこの約款の改正規定は、平成19年10月1日から施行し、当該改正規定による改正後の規定は、施行日以後平成19年9月30日以前に効力が発生した保険契約について適用します。

第7条 平成20年4月11日機構第147号のこの約款の改正規定は、平成20年7月2日から施行し、当該改正規定による改正後の規定は、施行日以後平成19年9月30日以前に効力が発生した保険契約について適用します。

第8条 平成22年2月1日機構第3585号のこの約款の改正規定は、平成22年4月1日から施行し、当該改正規定による改正後の規定は、施行日以後平成19年9月30日以前に効力が発生した保険契約について、平成22年4月1日以後に発生した年金等の支払事由による年金等から適用します。

第9条 平成25年6月26日機構第810号のこの約款の改正規定は、平成25年10月1日から施行し、当該改正規定による改正後の規定は、施行日以後平成19年9月30日以前に効力が発生した保険契約について適用します。

第10条 平成27年6月30日機構第635号のこの約款の改正規定は、平成27年10月2日から施行し、当該改正規定による改正後の規定は、施行日以後平成19年9月30日以前に効力が発生した保険契約について適用します。

第11条 平成30年12月19日機構第1601号のこの約款の改正規定は、平成31年4月1日から施行し、当該改正規定による改正後の規定は、施行日以後平成19年9月30日以前に効力が発生した保険契約について適用します。

第12条 令和4年2月7日機構第1493号のこの約款の改正規定は、令和4年4月1日から施行し、当該改正規定による改正後の規定は、施行日以後平成19年9月30日以前に効力が発生した保険契約について適用します。

別表 年金の支払の請求等（第38条関係）

(1) 次のアからウまでの表の左欄に掲げる請求等をしようとするときは、それぞれの表の中欄に掲げる者は、それぞれの表の右欄に掲げる書類を簡易生命保険取扱機関の指定した場所に提出してください。

ア 年金の支払請求

年金の支払（第14条関係）	年金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 機構所定の請求書 2 被保険者の生年月日を証明するに足りる書類（第1回の年金の支払請求の場合に限ります。） 3 被保険者の基本契約の効力発生日における性別を証明するに足りる書類（第1回の年金の支払請求の場合に限ります。） 4 被保険者の生存の事実を証明するに足りる書類 5 被保険者の死亡の事実及びその年月日を証明するに足りる書類（第15条第2項の規定による場合であって被保険者が死亡したときに限ります。） 6 年金受取人である事実及び他に年金受取人がいない事実を証明するに足りる書類（第15条第2項の規定による場合であって被保険者が死亡したときに限ります。） 7 保険証書
---------------	-------	---

イ 還付金の支払請求

基本契約の解除又は失効による還付金の支払（第27条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 機構所定の請求書 2 保険証書
被保険者の死亡による還付金の支払（第27条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 機構所定の請求書 2 被保険者の死亡の事実及びその年月日を証明するに足りる書類 3 保険証書

ウ その他

保険契約者の代表者の指定（その変更を含む。）（第3条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 機構所定の通知書 2 保険証書
前納払込みの取消し（第12条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 その旨を記載した請求書 2 保険証書
未経過期間に対する保険料の還付（第13条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 機構所定の請求書 2 保険証書
年金の支払方法の変更（第16条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 機構所定の請求書 2 保険証書
保険契約者の地位の任意承継（第17条関係）	承継前の保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 機構所定の通知書 2 保険証書
第18条第1項の規定による保険契約者の地位の法定承	承継後の保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 機構所定の通知書 2 保険契約者の相続人がいない事実を証明するに足りる書類

継（第18条関係）		3 保険証書
契約の変更（第19条、第20条、第22条―第24条、第31条、第44条関係）	保険契約者	1 機構所定の請求書 2 保険証書
保険契約者による契約の解除（第26条関係）	保険契約者	1 機構所定の通知書 2 保険証書
無効保険料の還付（第28条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険証書
基本契約の解除若しくは失効又は被保険者の死亡の場合の契約者配当金の支払（第36条関係）	保険契約者	1 機構所定の請求書 2 保険証書

- (2) 簡易生命保険取扱機関は、前号の書類が第40条の2の規定により、又は他の年金の支払請求等の際に提出されているときその他の事実の確認ができるときは、同号の書類について、当該事実に係る書類の省略を認めることがあります。また、事実の確認をするため、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- (3) 未経過期間に対する保険料の還付の場合において、支払うべき還付金又は契約者配当金があるときは、これらの支払の請求と併せて請求してください。
- (4) 契約者配当金の支払の場合において、支払うべき年金又は還付金があるときは、これらの支払の請求と併せて請求してください。